

概要版

竜王町環境基本計画

2016 ▶ 2021

次世代へ煌く 環境と交竜の郷



平成28年(2016年)3月

竜王町

目指すべき竜王町の環境未来像

スローガン

『次世代へ煌く 環境と交竜の郷』

計画の背景・目的

平成26年3月に「竜王町環境基本条例」を制定し、平成26年4月から施行しました。本条例において、良好な環境の保全および創造に関する基本理念や町民、事業所、町内で活動する者（滞在者および団体）および町の役割や、施策の基本方針を示し、環境の維持保全および育成を図ることとしました。

この「竜王町環境基本計画」は、国および県の環境基本計画、竜王町総合計画との整合に配慮しながら、「竜王町環境基本条例」に基づき、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保を目指し、豊かな自然を次世代に引き継ぐために策定するものです。

計画の理念

竜王町は、「緑と文化の町」を根幹的な理念にしながら、まちを育んできました。また、竜王町環境基本条例の基本理念では良好な環境の保全および創造を達成し、将来世代へ継承することを目的としています。

これらの基本理念を踏まえ、本計画の理念を示します。

竜王町の根幹的理念

「緑と文化の町」

町民憲章

自然を愛しみどり豊かな美しい町をつくりましょう

計画の理念

- ・豊かで美しい環境の実現
- ・環境負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築
- ・自主的かつ積極的な環境の保全に係る行動
- ・地球環境保全の推進へ、全事業活動や日常生活における積極的活動

計画の目的

良好な環境の
保全および創造

将来の世代へ継承

特性と課題（町民、中学生、事業者アンケート）

竜王町における良好な環境の形成に向けて豊かな自然環境、快適な生活環境の保全など自然と共生した環境保全を目指し、省資源・省エネルギーおよび循環、リサイクルによる環境負荷の低減を重視し、今後の望ましい環境像と基本目標、環境基本施策、環境配慮指針等について検討を行い「竜王町環境基本計画」を策定するため、アンケートを実施しました。

アンケート実施《平成27年2月実施》の概要

区 分	アンケート方法	有効回答数	有効回答率
町 民	無作為抽出した町内在住の満18歳以上の町民に、郵送によりアンケート用紙を配布・回収	446人	44.6%
中 学 生	教育委員会および竜王中学校の協力を得て、中学3年生を対象に実施	103人	100%
事 業 者	無作為抽出した町内事業者に、郵送によりアンケート用紙を配布・回収	37人	74.0%

アンケートまとめと取り組むべき課題

町民、中学生

町民、中学生を問わず、町の自然環境・環境には、おおむね満足しているが、田畑・森、林などの自然環境の減少、住宅地・商業施設・工場事業所・自動車交通量など、都市化を感じていることがうかがえる。

生活においては資源の節約、再利用、ごみの削減、緑化、都市景観の保全について非常に関心が高く、身近な行動が実践されていることがわかった。

関心のある身近な環境については、水質汚濁・大気汚染などの生活環境と同じように災害時の生活環境への関心が高いことがわかった。昨今各地で発生している自然災害の状況が背景にあり、被災時における肉体的・精神的負担への不安を持っていると想像できる。

また「自然環境の豊かさ」と「生活環境整備の充実」の共存が快適な環境との認識が強いことがわかった。

一方、竜王町で実施している環境保全の取り組みや補助制度については十分な認知状況ではない結果となった。

以上のことから町民の環境への思いは、自然と都市機能の調和が優れ、災害時の環境対策まで考慮した生活環境が確保されるところであり、これらが取り組むべき課題となる。

事業者

環境問題としては「省エネルギー活動の推進」「従業員の意識啓発および環境教育」「発生する廃棄物のリサイクル推進」の関心が高く、約70%が既に実施されていることがわかった。また実施予定を含めると80%となっている。反面、「低公害車の導入」や「太陽光や風力発電など再生エネルギーの利用」への取り組みは低かった。

計画の対象範囲（地域・主体・範囲）

計画の対象地域

本計画は、竜王町全体を対象とします。また、地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地域の特性にも配慮するものとします。ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対することが望ましい事項については、周辺地域や滋賀県、国および地域全体も視野に入れた計画とします。

計画の主体

本計画の対象主体は町民・事業者・町内で活動する者（滞在者および団体）および町とし、それぞれの立場での役割を分担します。

各主体の役割

町民	●日常生活において環境への負荷の低減および公害の防止ならびに自然環境の適正な保全に努めます。 ●良好な環境の保全および創造に自ら努めます。 ●町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。
事業者	●事業活動を行うにあたって、環境への負荷の低減に努めます。 ●公害を防止し、または自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講じます。 ●製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めます。 ●再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。 ●良好な環境の保全および創造に自ら努めます。 ●町が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。
町内で活動する者 (滞在者および団体)	●自然環境の適正な保全に努めます。 ●町が実施する良好な環境の保全および創造に関する施策に協力します。
町	●良好な環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し実施します。 ●町民および事業者の良好な環境の保全または快適な環境の形成のための取り組みを支援します。

計画の範囲

本計画の環境の範囲は、地域的なものから地球規模まで、幅広い環境要素とします。

自 然	山や川などの自然環境や、農地、森林など生態系
ま ち	景観 大気・水質・土壌・騒音・振動・悪臭など公害 光害・日照妨害・通風妨害・電波妨害・廃棄物の不法投棄 災害時の生活環境・インフラ整備（水道・電気・廃棄物）
資 源	ごみ資源、リサイクルの推進 循環型社会、省エネルギー、再生可能エネルギー等

計画の役割

竜王町総合計画に基づき、環境に係る施策の方針等を定め、環境施策の具体化を図ります。
本計画は、主に以下のような役割を担っています。

課 題 の 提 起	町の環境の特徴や課題を把握し、認識を深めるものです。
環 境 の 目 標	町民・事業者・町内で活動する者（滞在者および団体）および町が一体となり取り組むための目標を共有するものです。
施 策 の 方 向	町の環境施策を中・長期的視点から総合的に推進するための方向性を示すものです。
重 点 的 取 り 組 み	目標の実現に向け、町が特に重点的に取り組む施策を掲げるものです。
行 動 の 指 針	町民や事業者、町内で活動する者（滞在者および団体）の各主体の自発的行動を促す指針となるものです。
推 進 ・ 進 行 管 理	計画の推進を図るため、推進体制や進行管理方策等を示すものです。

計画の位置づけ

本計画は、「竜王町環境基本条例」に掲げる基本理念を実現するため、良好な環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針としての役割を担っています。
また本計画は「竜王町総合計画」を上位計画とし、「新滋賀県環境総合計画」との整合性も確保したものとします。

計画の期間

本計画の期間は、町の最上位計画である「竜王町総合計画」との整合を図るために、平成33年度を最終年度とします。また、町を取り巻く社会状況の変化および技術の進展等に対応できるよう、必要な見直しを行います。

第5次竜王町総合計画	2011年(平成23年)～2020年(平成32年)
竜王町環境基本計画	2016年(平成28年)～2021年(平成33年)

竜王町総合計画の全体像

竜王町の根幹的理念「緑と文化の町」

町民憲章
自然を愛しみどり豊かな
美しい町をつくりましょう

竜王町環境基本計画の理念

- 豊かで美しい環境の実現
- 環境負荷の少ない
持続的発展可能な社会の構築
- 自主的かつ積極的な環境の
保全に係る行動
- 地球環境保全の推進へ、
全事業活動や日常生活における
積極的活動

計画の目的

良好な環境の保全および創造

将来の世代へ継承

目指すべき竜王町の環境未来像
(スローガン)

じせだい ぎらめ
次世代へ煌く
かんきょう こうりゅう さと
環境と交電の郷

現在および将来の町民の健康で文化的な生活の確保を目指し、豊かな自然を次世代に引き継ぐために策定する環境基本計画のスローガン(平成28年～平成33年)

施策の展開

環境目標	環境要素	基本施策	主要施策
自 自然環境 豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	森林の環境	恵み豊かな森林づくり	・法律等に基づく計画的な森林整備 ・森林の多面的機能の理解の促進
	田園空間の保全	緑豊かで多様な自然環境の保全 健全な生態系の維持、 生物多様性の確保 田園空間の保全	・良好な自然景観の保全活用 ・水辺空間の保全、整備 ・生物の生態・生育環境の保全・再生 ・野生動植物の適正な保護・管理 ・農村環境の整備 ・環境保全型農業の推進
	まちの環境	開発と環境の調和のとれた、 緑あふれる街並みづくり	・良好な住環境の保全・創出 ・エコ景観づくりプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画) ・街並みの保全・整備 ・公園・緑地の計画的な保全・整備 ・市街地の緑化推進 ・公共施設等の緑化の推進
生 生活環境 安心を、住みやすさを、 創ってつなぐ	大気環境	良好な大気環境づくりの推進	・暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ・事業活動に伴う大気環境負荷の低減 ・自動車からの大気環境負荷の低減
	水・土壌環境	良好な水・土壌環境づくりの推進	・河川の整備 ・生活排水処理対策の推進、水洗化の普及 ・産業排水処理対策、油など漏えい対策の推進 ・土壌環境の保全 ・河川浸透事業の推進 ・エコライフプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画)保全推進活動
	廃棄物 (ごみ減量・分別)	5Rと適正な廃棄物処理の推進	・ごみの減量化に関する町民意識の啓発 ・エコライフプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画)ごみ減量推進活動 ・ごみの発生抑制・減量化 ・再使用・再生利用の促進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・廃食油の燃料化
	身近な生活環境	生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち	・公害防止体制の整備 ・騒音、悪臭など近隣公害の未然防止 ・不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進 ・環境美化運動の推進 ・一斉清掃の実施と参加
文 歴史文化環境 誇れる歴史・文化を守りつなぐ	文化財の保護	歴史・文化的環境の保全・継承	・文化財の保護・活用 ・郷土の歴史・文化の保全・継承
	文化財の 認知促進	歴史・文化的環境の認知を広める ため、教育の機会を設定する	・文化財の教育、認知の促進 ・文化財を有する地区住民の育成、活動支援
環 地球環境 地域から地球環境の 保全に貢献する	地球温暖化	地域からの行動による 地域温暖化防止への貢献	・環境負荷の少ない生活様式の推進 ・環境負荷の少ない自動車利用の促進 ・自動車利用の抑制 ・環境負荷の少ない燃料の使用促進 ・エコライフプロジェクト (竜王町エコタウンプラン行動計画)省エネルギー推進活動
	その他 地球環境問題	地球環境問題への適切な対応	・オゾン層破壊への対応 ・酸性雨対策の推進 ・PM2.5への対応
工 再生可能エネルギー等 再生可能エネルギー等を 活用したエコライフを広げる	再生可能 エネルギー等	太陽光、風力、太陽熱、バイオマス、 農林資源活用など	・再生可能エネルギー等の普及推進 ・太陽光エネルギーの利用 ・農林資源活用による発熱システム開発 ・環境負荷の少ない燃料の使用促進
災 災害時の環境安全 被災時の住民の生活を、 からだを、こころを守る	被災時の 生活環境づくり	被災時に生活困難な環境を 作らない	・避難所の設備環境 ・ライフラインの確保 ・廃棄物の処理体制 ・有害物の漏えい
育 環境教育 竜王の自然・環境を 知って、つなぐ	学ぶ	自然・環境について自ら考え 行動が出来る人の育成	・環境情報の収集・提供 ・環境学習の場や機会の充実 ・人材の育成・活用
	環境保全活動	環境団体の育成 自治会活動の奨励	・NPO団体の育成 ・事業者の取り組みの促進 ・自治会活動活性化の奨励

重点施策

主要施策の推進

- 重点プロジェクト 1**
自然環境と生活の利便性が
調和した町を将来世代へ
(森林や農地の保全・活用と
タウンセンターエリアの整備)
○環境形成の満足度を70%に
- 重点プロジェクト 2**
省資源・循環型のライフスタイルから
生まれる豊かな環境を将来世代へ
(ごみの減量化・廃棄物再生利用・
再生可能エネルギー等の促進)
○ごみの減量・省エネ、
リサイクル対策の満足度を70%に
- 重点プロジェクト 3**
自然豊かな文化の薫る
「住みたい町」を将来世代へ
(まち美化の推進)
○環境保全の満足度を80%に
- 重点プロジェクト 4**
安心安全な住みよい環境を
将来世代へ
(水環境・大気環境の保全・向上、
災害時の生活環境保全)
○環境保全の満足度を80%に
- 重点プロジェクト 5**
豊かな自然・住みよい環境を
自分たちで作り、将来世代へ
(自然・環境について自ら考え
行動が出来る人の育成)
- 積極的施策**
- 重点プロジェクト 6**
竜王町環境マイスター
育成学習会の実施(地区懇談会ベース)
- 重点プロジェクト 7**
太陽光発電を含めた再生可能
エネルギー等の利用促進運動
- 重点プロジェクト 8**
低公害車、低燃費車、軽自動車の
利用推進
- 重点プロジェクト 9**
身近な環境の整備、「空き家対策」

計画の推進および評価

計画の周知体制

ホームページへの掲載や各種広報等を通じて情報を公開し、あわせて地域環境委員をはじめ、各種団体を通じて町民や事業者への周知を図ります。

計画の推進体制

この環境基本計画は、町民と事業者と町の協働により作成したものであり、計画を推進するにあたって一緒に取り組むことを大切にします。

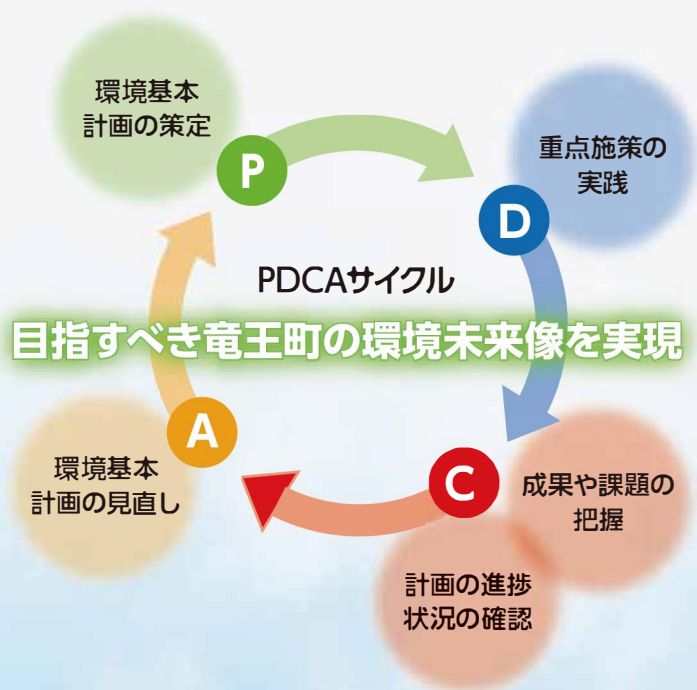
推進の具体的な体制として庁内に推進組織を設け、各所属相互における情報の提供や共有を進め、事業推進の意見聴取の機会とします。

計画の進捗管理・評価の仕方

進捗管理の仕組みは、P (Plan:計画立案) → D (Do:実践) → C (Check :点検・評価) → A (Action : 見直し) という「PDCAサイクル」で行います。

この仕組みを繰り返すことによって、問題を解決しながら目指すべき竜王町の環境未来像を実現させます。

また、ホームページや各種広報紙等への掲載により基本計画の推進状況を公開します。



計画の見直し

平成33年度に進捗状況の確認を行い、竜王町環境基本計画の見直しを行います。